

事務局からのお知らせ

01-1 出展規程

01-1-1 開催概要

重!要

01-1-2 出展規程

重!要

01-2 安全対策

01-2-1 防災・安全対策の基本方針と組織体制

重!要

01-2-2 防災・安全対策に関する出展者へのお願い

重!要

必須

01-2-3 緊急時の出展者の行動

重!要

01-2-4 災害発生時における避難経路

重!要

01-2-5 防災訓練

重!要

01-3 節電対策

01-3-1 節電へのご協力をお願い

重!要

01-4 個人情報保護法

01-4-1 一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会
個人情報保護方針

重!要

01-4-2 出展者各位における個人情報の
利用についての注意事項

重!要

01-5 担当会社一覧

01-5-1 諸費用の請求元・支払先について

重!要

01-5-2 問い合わせ先一覧

重!要

01

■名 称	[第49回]2013年国際放送機器展 International Broadcast Equipment Exhibition 2013 Inter BEE 2013
■会 期	11月13日(水)～15日(金)〔3日間〕
■開場時間	11月13日(水)・11月14日(木) 午前10時～午後5時30分 11月15日(金) 午前10時～午後5時
■会 場	幕張メッセ 展示ホール4、5、6、7、8 〒261-0023 千葉市美浜区中瀬2-1
■入 場	無料(登録制)
■主 催	JEITA 一般社団法人 電子情報技術産業協会
■後 援 (予 定)	総務省、経済産業省、日本放送協会(NHK)、 一般社団法人 日本民間放送連盟(NAB-J)、一般社団法人電波産業会(ARIB)(順不同)
■協 力 (予 定)	IPDCフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、特定非営利活動法人映像産業振興機構、 公益社団法人映像文化製作者連盟、一般社団法人カメラ映像機器工業会、 公益社団法人劇場演出空間技術協会、3Dコンソーシアム、全国舞台テレビ照明事業協同組合、 超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム、特定非営利活動法人デジタルシネマ・コンソーシアム、 一般財団法人デジタルコンテンツ協会、デジタルサイネージコンソーシアム、 一般社団法人デジタルメディア協会、特定ラジオマイク利用者連盟、 一般社団法人日本アド・コンテンツ制作社連盟、協同組合日本映画撮影監督協会、 一般社団法人日本映画テレビ技術協会、協同組合日本映画テレビ照明協会、 一般社団法人日本映画テレビプロデューサー協会、一般社団法人日本オーディオ協会、 一般社団法人日本音楽スタジオ協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、 一般社団法人日本CATV技術協会、公益社団法人日本照明家協会、一般社団法人日本動画協会、 一般社団法人日本舞台音響家協会、日本舞台音響事業協同組合、 一般社団法人日本ポストプロダクション協会、一般社団法人VFX-JAPAN、 一般財団法人プロジェクトマッピング協会、 一般社団法人モバイルブロードバンド協会
■運 営	一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会(JESA)



1. 出展の資格／小間に関する事項

1-1. 出展者の資格

「Inter BEE」には、次の各業種の出展対象製品を取り扱うまたは、関連する事業を行う以下の法人等が出展できます。

- 機器メーカー
- 部品、デバイス、材料メーカー
- 放送・通信事業者
- ソフト・コンテンツ制作企業
- 商社・流通企業
- サービス企業
- 新聞・雑誌等の出版社
- 教育・研究機関
- 行政機関・行政法人、公益法人・非営利法人、公共団体、業界団体
- 上記の各業種以外の主催団体（一般社団法人電子情報技術産業協会）の会員

1. 上記の業種の法人等が出展物を出展する場合であっても、広告代理店等を介しての出展はできません。

2. 出展対象の法人等や過去に出展実績のある法人においても、出展規程や各種マニュアルに定める規程に違反した場合、あるいは実行委員会が来場者や他の出展者へ悪影響をおよぼすと判断した場合、(後記「2-4. 出展申込および契約」参照)には、出展申し込みの受理または出展契約締結の前後にかかわらず、出展をお断りする場合があります。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却いたします。

1-2. 出展機種

放送に使用するすべての機材、同付属品、測定器、部品、その他の番組制作関連機材等

プロオーディオ部門

■オーディオ機器

マイクホン、レコーダ、デジタル オーディオ ワークステーション(DAW)、コンソール、ミキサ、マスタリング機器・システム、音声圧縮・伝送技術、各種コンバータ、エフェクタ(ハード、プラグイン)、アンプ、プロセッサ、イコライザ、インターフェース、スピーカ、プレーヤ、オーディオメータ、ラウドネス関連機器、音響設計・制御・施工、設備音響(映画、商業施設)、PAシステム、ライブサウンドシステム、プロフェッショナル用電子楽器、PCオーディオシステム、ヘッドホン、ヘッドセット、インターカム、伝送ケーブル、アクセサリ、電源、ラック、ケース、バッグ、その他周辺機器

プロライティング部門

■プロライティング機器

スタジオ照明機器・設備、舞台照明機器・設備、テレビ照明機器・設備、映画照明機器・設備、写真スタジオ用照明機器・設備、調光システム、調光卓、コントローラ、ディマー、無線遠隔操作装置、特殊効果(エフェクト)機器、サーチライト、大型エフェクト、映像投影機器(プロジェクタ)、プロジェクションマッピング、LED機器、ストロボ、照明ハトン昇降装置、配線機器、ケーブル、その他周辺機器

映像・放送機材関連部門

■プロダクション関連

●撮像装置

HDTVシステム、スタジオカメラ、VTR一体型カメラ、カムコーダ、高解像度カメラ、デジタルシネマカメラ、3Dカメラ、クレーンカメラ、レンズ、その他周辺機器

●記録装置

ビデオサーバ、ファイルサーバシステム、DVDシステム、BDシステム、VTR、メモリーカード、メモリーデバイス、光ディスク、ビデオテープ、データ圧縮技術、その他周辺機器

●表示装置

映像モニタ、マルチディスプレイ、プロジェクタ、LCD・PDP・LED・有機ELディスプレイ、プロンプタ、その他周辺機器

■ポストプロダクション関連

●編集・制作装置

編集機、スイッチャ、ルーティングスイッチャ、ノンリニア編集システム、VFX、カラーコレクション、ペイントシステム、字幕・サブタイトル制作システム、タイトル制作システム、キャラクタジェネレータ、合成システム&ソフトウェア、メディアコンバータ、各種エンコーダ、その他関連ソフトウェア・周辺機器

●マルチメディアシステム

CG制作システム、アニメーション制作システム、バーチャルスタジオシステム、モーションキャプチャ、ソフトウェア&システム、その他関連ソフトウェア・周辺機器

●制作管理システム

コンテンツマネジメントシステム、システム統合技術、データベース技術、ストレージ機器、アーカイブシステム、その他関連ソフトウェア・周辺機器

■送出・送信システム関連

●送出システム

自動番組送出システム(TV、ラジオ)、自動CM送出システム(TV、ラジオ)、サーバシステム、ITソリューション(ブロードバンドシステム)、ファイルシステム(オーディオ)、ファイルシステム(ビデオ)、グラフィックライブラリシステム、フィルム&テレシネ、グラフィックスシステム、外部情報対応システム(天気、株、交通情報等)、その他周辺機器

●中継システム

基地局設備、FPU、SNG、中継車、車載用関連システム・周辺機器、連絡用無線機、緊急報道システム、その他周辺機器

●送信システム

地上デジタルテレビ放送、ワンセグ放送、ホワートスペース、エリアワンセグ、V-High帯、V-Low帯、マルチメディア放送、ラジオ放送、FM放送、衛星放送(BS、CS放送)、CATV、映像配信ネットワーク、CDN、伝送ケーブル、ワイヤレスシステム、光ファイバ、その他周辺機器

■放送機器関連

●電源装置

無停電電源装置、定電圧・定電流電源装置、車載用電源、バッテリー、バッテリー充放電器、その他周辺機器

●測定・変換機器

試験信号発生器、測定器、信号変換器、その他周辺機器

●各種特機・周辺製品

キャビネット、ラック、ペダスタル、三脚、雲台、クレーン、ステディカム、ファニチャ、運搬用ケース、その他周辺機器

●放送機器設計・開発・製造

開発言語、半導体、部品、設計、製造、スタジオシステム設計、施工、メンテナンス、技術派遣

■出版・パブリシティ

関連書籍、音楽ライブラリ、関連ソフト・サービス、コンサルティングサービス

クロスメディア部門

■IPTV/ネット配信

映像圧縮技術、映像編集・管理システム、映像配信システム・サービス、データ放送システム、ビデオオンデマンドシステム、インターネット放送、ソフトウェア、その他関連技術・製品・サービス

■Mobile TV

モバイル向け映像編集システム、モバイル向け映像配信システム、モバイルコンテンツ・アプリケーション、モバイル端末機器、ワイヤレスシステム、Wi-Fi・WiMAX、LTE、その他関連技術・製品・サービス

■Digital Cinema

デジタルシネマ用撮影システム、デジタルシネマ用編集システム、デジタルシネマ配信システム、デジタルシネマサーバ、映写システム、オンデマンドサービス&コンテンツ、その他関連技術・製品・サービス

■Digital Signage

デジタルサイネージ編集・管理システム、受像システム、映像コンテンツ配信システム、通信ネットワークサービス、広告メディアサービス、その他関連技術・製品・サービス

■3D Image

3D映像制作システム、3D映像編集システム、3D映像受像機・端末・システム、3D上映システム、3Dコンテンツ、その他関連技術・製品・サービス

■次世代映像技術

4Kディスプレイ、8Kディスプレイ、裸眼3D映像、モーションセンサシステム、インタラクティブシステム、バーチャリアリティ、AR、パノラマ映像、高精細監視映像システム、高精細医療映像システム、その他関連技術・製品・サービス

■Digital Contents

実写、アニメーション、コンピュータグラフィックス、その他関連技術・製品・サービス

1-3. 出展部門

出展物が複数部門にまたがる場合はウエイトを置く部門にまとめて展示するか、または複数の部門に分けて展示することができます。また、映像・放送関連機材部門に出展した場合についてのみ天井照明を選択することができます。

部 門	天井照明
プロオーディオ部門	全灯(約500ルクス)
プロライティング部門	全消灯(約50ルクス)
映像・放送関連機材部門	全灯(約500ルクス)・ 全消灯(約50ルクス)より選択
クロスメディア部門	全灯(約500ルクス)

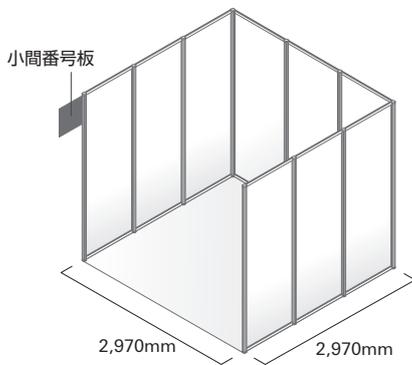
プロライティング部門の出展者は、会場躯体への照射が可能となりますが、周辺出展者への影響を考慮し、展示場の端に小間を設置いたしますのでご注意ください。

1-4. 小間の規格・仕様

1. スタンダードブース

(1) 一列～四列小間の規格と仕様(1～18小間)

- ①規格: 間口=2,970mm
奥行=2,970mm
- ②仕様: 列小間の出展者には、背面となる面のバックパネルおよび他社と隣接する面のサイドパネルをシステムパネルで設置します。
なお、角小間の通路側のサイドパネルは設置しません。



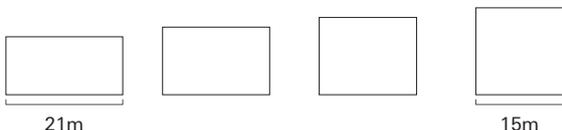
(2) ブロック小間の規格(20小間以上)

ブロック小間の規格は1小間の面積を9m²とし、9m²×小間数分の総面積より間口:奥行を2:1から1:1の範囲で墨出しします。寸法については小間割抽選会時の図面にて指定します。なお、小間寸法のご要望はお受けしかねますので、ご注意ください。

【小間寸法例】

25小間で申し込んだ場合:

総面積225m²(9m²×25小間)間口を広く取った長方形から正方形になる間で寸法を計算し、墨出しします。



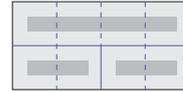
(3) 高さ制限

事務局が設置する基礎パネルの高さを2.7mといたしますが、以下のとおりの高さ制限となります。

①1～18小間(列小間)

通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能です。

【一列小間】



■ 2.7m以下
■ 3.6m以下

【二列小間】



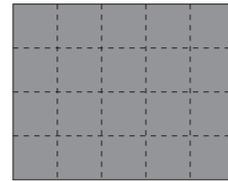
【三列・四列小間】



②20小間以上(ブロック小間)

全面高さ6mまで使用可能です。

【20小間以上】



■ 6m以下

(4) 出展製品が高さ制限を超過する場合

出展物および装飾物の高さの制限は前記のとおりとします。

ただし、出展物の特性上高さが制限を超える場合は、後日、運営事務局である一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会(以下「当協会」と略称することがあります)に「出展製品の高さ超過申請書」とブース設計図(平面図・立面図)を提出し、実行委員会の許可を受けてください。この場合、出展物は自社小間内に展示することとし、通路上の空間等にはみ出すことはできません。高さ超過の許可を受けた出展物に関しては機材の原状で出展するものとし、社名・製品名等の装飾を施すことを禁止します。

2. スモールパッケージブース

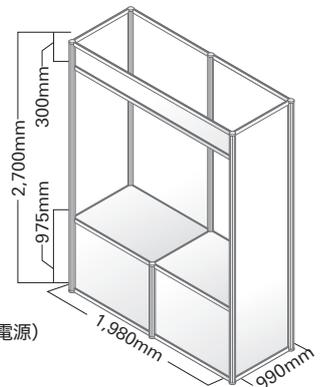
① 規格: 間口=1,980mm

奥行=990mm
高さ=2,700mm

② 仕様: ・基礎壁面

- ・展示台
(高さ975mm 下部収納付)
- ・社名掲出用パラペット
(幅300mm)
- ・社名板・蛍光灯
- ・コンセント
(容量1kwまでの单相100V電源)

※申込小間数は2小間を上限とします。



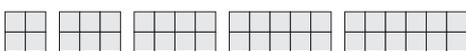
3. 小間の表現の定義

Inter BEE(以下「本展示会」と略称することがあります)では、小間の表現を上記の通り、「スタンダードブース」と「スモールパッケージブース」の2つの表現で分類しています。

なお、ご請求の際は、「出展小間料」に統一してご請求します。

1-5. 申込小間数と小間の形態

種類	小間の形態	申込小間数
スタンダード ブース	一列小間	1, 2, 3, 4, 5, 6
	二列小間	4, 6, 8, 10, 12
	三列小間	9, 12, 15, 18
	四列小間	16
	ブロック小間	20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100
スモールパッケージブース		1, 2

【一列小間】 【二列小間】 【三列小間】 【四列小間】 

1. 列小間(18小間以下)は、1辺～3辺が他社と接する場合があります。
2. 共同出展または業界団体による出展の場合は、申込上限の100小間を超えて申し込むことができます。
3. 申込締切後、実行委員会において部門別会場構成等を審議し、会場の収容力が不足する場合は、公平な基準を設け、各出展者の小間数を申込数より削減して割り当てる調整を行うことがあります。

1-6. 小間位置の決定

小間位置は、出展者間の抽選により決定します。
 抽選は同一部門内、同小間数および同形態の出展者間で行います。
 なお、ブロック小間は各社の申込状況により、10小間程度の範囲内(例:25小間～35小間など)を同一抽選対象とする場合があります。
 また、プロライティング部門は、会場躯体への照射が可能となりますが、他の出展部門の展示への影響を考慮し、展示場の壁面沿いまたは周辺出展者に影響をおよぼさない場所に部門を配置いたします。
 (小間割抽選会/7月25日予定)

1. 一次抽選
5月31日(木)までにお申し込みいただいた出展者は一次抽選に参加できます。
なお、小間数の変更は6月末までとし、7月以降に出展者の都合により申込小間数の変更を行った場合は、抽選の順番を実行委員会にて調整する事があります。
2. 二次選択
6月1日(金)から6月28日(金)までにお申し込みいただいた出展者は、申し込みの早い順に、空き小間から小間を選択していただきます。

3. 予備小間

抽選会までに申込小間数が募集小間数に満たなかった場合、残りの小間を予備小間として配置します。6月29日(土)以降にお申し込みいただく場合、この予備小間の中から先着順に希望の位置を指定していただきます。

4. 固定小間

以下の小間は実行委員会により、あらかじめ小間位置を決定させていただきます。
 (1)小間抽選は出展部門ごとの同小間数・同形態の複数会社間により行うため、小間数ならびに小間の形態が1社のみ的小間
 (2)連携出展を希望する小間
 (3)海外協力団体や国内関連団体

5. 小間割抽選会終了後、空スペースにクーティリティブース等を設けますが、さらに出展取り消し、小間数の増減等により小間割に変更が生じる場合があります。その際は、出展者の皆様にはご了承願います。

6. ブロック小間の出展者に対し、実行委員会が来場者の動線を考慮し、小間の出入り口を指定する場合があります。

7. 天井照明

映像・放送関連機材部門の出展者は、希望により全灯または全消灯に小間を配置する予定ですが、小間割の結果、希望した天井照明エリアにならない場合がありますのでご注意ください。

2. 出展小間料／ 出展申込および契約に関する事項

2-1. 出展小間料

1. スタンダードブース

1小間につき次のとおりとします。

一般法人 (通常小間料)	@283,500円(消費税込) (税抜価格270,000円)
日本エレクトロニクスショー協会会員 IABM会員 (会員小間料)	@252,000円(消費税込) (税抜価格240,000円)

2. スモールパッケージブース(基礎装飾付)

1小間	@152,250円(消費税込) (税抜価格145,000円)
2小間	@304,500円(消費税込) (税抜価格290,000円)

2-2. 出展小間料に含まれる経費

招待状・案内状・封筒セット	150部/小間	
出展者バッチ	10枚/小間	
作業員バッチ	5枚/小間	
電気供給費 単相100Vまたは200V	1kW/小間	
電気使用料	無料	
バーコードシステム	システム利用基本料	無料
	端末器レンタル料	1台目/1社
ホームページ掲載	1ページ/1社	

2-3. 出展小間料以外の経費

1. 下記の経費は出展小間料に含まれておりません。(消費税込)

招待状・案内状・封筒セット (前記規程枚数を超える分)	30円/部
出展者バッチ (1小間あたり10枚を超える分)	1,000円/枚
作業員バッチ (1小間あたり5枚を超える分)	500円/枚
電気供給費 (前記の規程供給量を超える分) 単相100V、200Vまたは3相200V	6,825円/kW
バーコードシステム 端末器レンタル料 バーコードリーダーデータ読取料	2台目から: 8,400円/1台 35円/1件
残業代	10,500円/時間

2. 基礎パネル以外の小間装飾

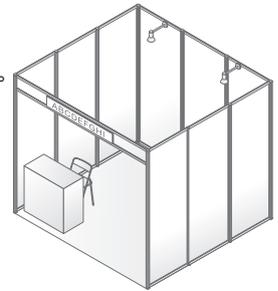
基礎パネル以外の小間装飾は基本的に出展者が行います。

なお、当協会ではブース内での使用を目的としたディスプレイ備品、パソコン、モニター等の有料レンタルを行っています。詳細は後日配布する「出展者マニュアル」にてご紹介します。

3. パッケージディスプレイ

当協会では、最小限必要な備品を備えたパッケージディスプレイを用意しております。簡易装飾を希望の出展者はぜひご利用ください。

基本仕様: ・バラベツト ・社名板
・カーベツト ・受付カウンタ
・イス ・スポットライト
・蛍光灯 ・コンセント



パッケージディスプレイ1小間用	73,500円(消費税込)
パッケージディスプレイ2小間用	115,500円(消費税込)
パッケージディスプレイ3小間用	157,500円(消費税込)

※パッケージディスプレイは多くのバリエーションを用意しています。詳細は後日配布する「出展者マニュアル」でご案内します。

4. その他

出展者の希望または、小間設計に係わる法令上の必要性に応じて発生する経費がありますが、詳細については、後日配布する「出展者マニュアル」でご案内します。

2-4. 出展申込および契約

出展申込および契約の手続きは、本規程に定める全ての事項を了承することを確認し、所定の「出展申込書・契約書」に所要事項を記入のうえ、当協会までお申し込みください。お申し込み後、当協会より出展申込受理確認をE-mailにてご連絡します。

この受理確認メール本文中に記載された期日を出展契約締結日とし、出展者は出展小間料の支払い義務を負うものとします。

なお、出展部門については、主たる出展対象製品の部門に出展することを基本とし、実行委員会の判断により別途ご相談する場合があります。

また、複数の部門に申し込みの場合、1つの部門につき1通の出展申込書・契約書が必要です。

1. 申込先

一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル5階
TEL: (03)6212-5231 FAX: (03)6212-5225

2. 申込期限

(1) 一次申込期限: 2013年5月31日(金)

小間割抽選会で一次抽選に参加できます。

(2) 二次申込期限: 2013年6月28日(金)

小間割抽選会では、二次選択への参加になります。

※申込小間数が募集小間数に達した場合は、上記申込期限前に募集を締め切りとさせていただきますのでご了承ください。

(3) 三次申込期限以降

6月29日(土)以降も募集小間が満小間になるまで随時出展を受け付けますが、満小間になり次第、受け付けを終了いたします。

3. 「会社概要」等の添付

本展示会に初めて出展される場合、出展申込書・契約書に「会社概要」および「出展予定製品カタログ」を必ず添付してください。また、初出展でない場合でも、以前提出された「会社概要」または「出展予定製品カタログ」に重要な変更があった場合には変更後の「会社概要」または「出展予定製品カタログ」を添付してください。上記添付資料がない場合には、出展申込書・契約書の受理を保留し、添付資料を確認のうえ申し込みを受け付けます。

4. 2社以上の会社が共同または隣接で出展する場合

グループ・関連会社と一つのブース内で出展する場合や、他社とブースを近づけることで出展効果を高めたい場合には、以下の条件に基づき申請を行ってください。

(1) 共同出展

1社が代表して出展申込および出展小間料金の支払を行ってください。
なお、共同出展予定の会社情報について、出展申込後に事務局より所定の共同出展者登録書を送付いたしますので、必要事項を記入しご提出ください。申請することにより、関連会社を連名にて図面やリストに記載することができます。

(2) 隣接出展

- ①各社の申込小間数の合計が、規定の小間規格および形態であること。
- ②出展小間料は各社個別の支払いであること。
- ③小間位置は、合計申込小間数にて抽選会に参加し決定します。
- ④隣接ブースとの間仕切りパネルおよび小間番号の有無については、別途アンケートにて確認いたします。

(3) 連携出展

- ①各社の合計小間数が、小間規格および形態に該当しない場合。
- ②通路を挟んでブースを並べたい場合。
- ③各社の申込小間数は、必ず規定の小間規格および形態であること。
- ④出展小間料は各社個別の支払いであること。
- ⑤小間位置は、事前に事務局にて決定いたします。小間位置を選択することはできません。なお、小間形態によっては、ご希望に沿えない場合がございますので、予めご承知おきください。
- ⑥スタンダードブースとスモールパッケージブースの連携出展はお受けできません。
- ⑦連携出展の理由に妥当性が認められない場合は、申請をお受けできないこともありますので、予めご承知おきください。

5. 出展申込の拒否

破産・和議・会社整理・民事再生法または会社更生法手続き中である者、金融機関から当座取引停止処分を受けている者、反社会的行為を行い若しくはこれに関与している者、または業務停止命令等の行政処分を受けた者の申し込みは受理しません。また、当協会が上記に等しいと認めた場合も同様とします。また、契約締結後であっても、出展者が上記に該当した場合には契約を破棄し出展をお断りします。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却いたします。当協会は、上記に関連して必要と認めた場合、調査および審査を行う場合があります。

2-5. 出展小間料の払い込み

出展小間料は、「一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会」からの請求により、以下の期限までに指定の銀行口座にお振り込みください。（指定口座は請求時にご案内いたします。）

なお、手形によるお支払いはお断りいたします。

また、振込手数料は、出展者の負担とさせていただきます。

一次申込出展者	7月31日(水)
二次申込出展者	8月30日(金)

2-6. 出展の取り消しおよび小間の削減

お申し込み後、出展者の都合により出展を取り消す場合、あるいは申込小間数を削減する場合は、次の金額を申込解約金として申し受けれます。解約金には消費税を加算します。

7月1日から7月31日まで	小間料の60%
8月1日から8月31日まで	小間料の80%
9月1日以降	小間料の100%

出展の取り消し、小間数の削減・追加についてはすみやかにお知らせください。その後事務局より送付する「出展取り消し・小間数変更申請書」に所定事項を記入し、提出してください。事務局は確認のため、この申請書を受け付けた旨ご連絡いたします。

3. 出展に際しての留意事項／禁止事項等

3-1. 外国からの出展物(装飾資材を含む)の持ち込み

本展示会は、展示会場全ホールを対象に、当協会が保税展示場の申請を行います。保税展示場になりますと、外国製品(日本以外の地域で生産または製造されたもので、まだ輸入通関手続きを完了していないものを指す)を輸入通関することなく、外国貨物の状態で出展することができます。

3-2. 工業所有権に関する出願について

特許法等の一部が改正され、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象等の見直しが行われました。この改正法により平成24年4月1日以降、博覧会の指定制度は撤廃され、特定の博覧会以外適用対象が限定されていた旧来の制度から、公開態様の限定が無くなります。「特許」、「実用新案」又は「商標」出願を行う出展者においては、直接特許庁・総務課までお問い合わせください。

3-3. 禁止行為

次の行為は禁止行為に該当します。

1. 小間の転貸、売買、譲渡、交換

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であることを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

2. 別会場への誘導を目的とした出展

本展示会場以外の場所で主要な製品の展示や、セミナーなどを行い、本展の来場者を当該別会場へ誘導することを目的とする出展はお断りします。

3. 出展物の即売

出版物、ソフトウェア製品を除く出展物の即売を禁止します。

なお、出版物、ソフトウェア製品の即売を行う場合においても、その内容につき事前に実行委員会または当協会の承諾を得てください。

4. 迷惑行為

小間の外および通路上における来場者に対する強引なブースへの誘導は禁止します。

また、極端に執拗な製品説明なども迷惑行為と見なし、禁止する場合があります。

5. 個人情報収集を主目的とした出展の禁止

ブース内において、自社が取り扱う製品の展示や、商品・サービスのPRをすることなく、来場者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。また、すべての出展者にも個人情報保護法の要件を満たした行為や対応をお願いします。来場者の個人情報の収集および取り扱い、利用について遵守すべき内容については、出展者マニュアルでご案内します。

3-4. 出展者の責任

1. 支払いの責務

出展者は当協会が請求する出展料ならびに諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

2. 法令の順守

出展物等の輸送および管理、造形物およびその管理等については、日本で施行されている法令を遵守するものとします。

3. 損害責任・管理責任・保険

- (1) 主催者（一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA））、実行委員会および当協会は、期間中における会場の管理・保全については、警備員を配置する等、事故防止に最善の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負いません。したがって、盗難防止等の措置を独自で施すことをお勧めいたします。
- (2) 出展者が会場において、来場者、他の出展者およびその他第三者に対し人身の死傷または物的損害を生じさせた場合には、当該出展者の責任ですべて処理するものとし、主催者、実行委員会および当協会は何ら責任を負わないものとします。
- (3) 出展者はブースの管理責任者を当協会に事前申請することとし、管理責任者は、会期の全期間について、自社ブースで行われる作業や運営に立ち合ってください。
- (4) 出展者は出展物等に保険を付すなどの措置をとるようにし、独自の管理を行ってください。
- (5) 当協会は会場の管理、保全、秩序の維持、ならびに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対して必要な対策を依頼し、実演の制限、または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が生じた場合、主催者、実行委員会および当協会は責任を負いません。該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに当協会まで連絡してください。

4. 開催スケジュールの遵守

出展者は搬入・開催スケジュール・搬出について、当協会の指定する日時を遵守することとし、開催期間中は一切の搬出作業を行わないものとします。

3-5. 不可抗力による開催中止・短縮

1. 地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。

その場合、主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し併せてホームページ等を通じ公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、主催者、実行委員会および当協会は一切の責任を負わないものとします。

2. 開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、当協会は弁済すべき必要経費を差し引いた出展小間料金の残額を出展者に返却します。

3. 開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展小間料金は返却しません。

4. 不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用等については補償しません。

3-6. 取材・撮影

実行委員会または当協会が指定したスタッフが会場内の取材・撮影を行います。出展者は、取材、撮影に協力し、かつ、実行委員会または当協会が認めた団体が本展示会の広報・宣伝活動のため出展内容および運営・出演スタッフ（協力関係会社スタッフを含む）の映像、画像、記事等を使用することを承諾するものとします。

3-7. 出展者間の紛争の処理

出展者と他の出展者との間で生じた、出展物、出展物に関する広告および知的財産権並びに小間の使用に関する紛争その他すべての紛争は関係する出展者間で解決されるものとし、主催者、実行委員会および当協会は何らの責任を負わないものとします。

4. ブース設営に関する事項

4-1. ブース設計

展示・実演に関わる全ての行為は自社小間内で行うこととします。特に下記の内容について、行為を行った場合、実行委員会または当協会より改善要求をいたします。改善されない場合は、出展を中止させていただく場合があります。

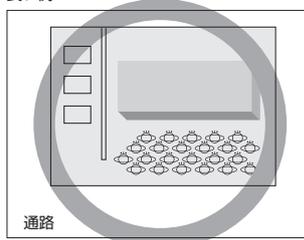
1. 小間外スペースの使用禁止

- (1) 小間周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、小間内に来場者を収容して見学できるような小間設計を行ってください。
- (2) 小間の規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為およびこれに類する行為はできません。
- (3) 小間周囲の通路および小間の裏側に展示物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等を置くことはできません。
- (4) 通路上などの小間規格外の空間を利用して、製品展示やプレゼンテーション行為などはできません。
- (5) 照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為はプロライティング部門の出展者を除いて禁止します。

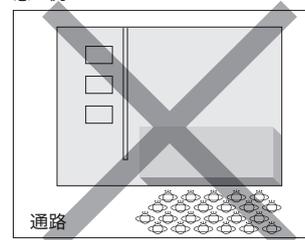
2. ステージならびに映像装置の設置

小間内に製品プレゼンテーション等を行うためのステージならびに映像装置を設置する場合は、来場者が通路に滞留しないよう、必ずブース内に来場者を収容する十分な視聴スペースを確保してください。また、ステージならびに映像装置の設置高さによる来場者の視野角と適正な視聴距離にも十分ご配慮ください。なお、会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合があります。

良い例



悪い例

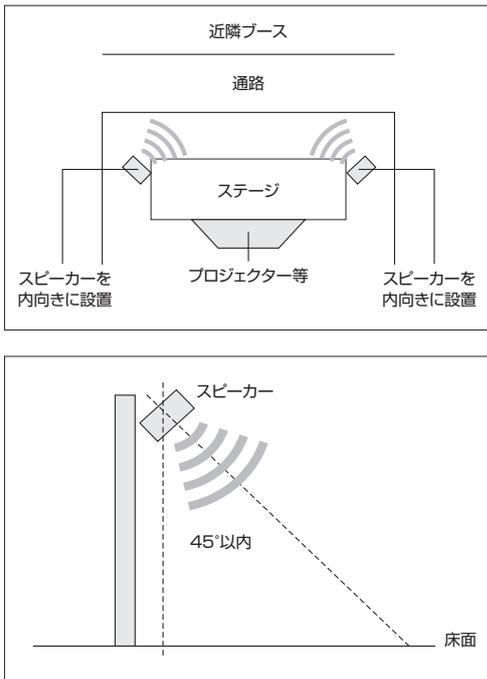


3. 独立小間の設計における避難導線と見通しの配慮

独立小間の設計にあたっては、隣接他社の小間位置を十分に考慮いただき、緊急時の避難導線の確保と隣接他社を見通せるような配慮ある設計をお願いします。

4. スピーカー設置位置の制限

スピーカー等の拡声装置を、近隣ブースに対して正面に向けてることを禁じます。必ず、ステージに対して正面より内向きになるように設置してください。また、壁面や造作柱にスピーカーを設置する場合、スピーカーの中心軸を垂直下方に45度までとします。



5. 安全対策

- (1) トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上打設してください。
- (2) システムパネル(オクタノルム)の設置に際しては、帆立補強、コーナー部に対するビーム補強、ウェイトの設置等で転倒防止策を講じてください。
- (3) 独立仕器には、壁面または床面への固定等による転倒防止策を講じてください。
- (4) 映像モニターやスピーカ、チャンネル文字、照明器具、その他高所に設置する施工物の取り付けに際しては、ボルト固定やワイヤー等での落下防止策を講じてください。

4-2. 天井構造／二階建て構造

1. 天井構造

展示物の性質ならびに実演の都合上、遮光・遮音等の措置を施す必要がある場合に限り、所轄消防署の承認を受けた範囲内で、防災処理された暗幕等で天井を設置することができます。

なお、会場内において直射日光は遮光できますが、間接光や天井灯が反射する恐れがありますので留意ください。

天井を設置される場合は、面積に関わらず、出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項をご記入の上、平面図と立面図、施工図面を添付し、ご提出ください。

設計・施工に当たっては以下の内容を遵守してください。

(1) 構造

- ① 天井が重複する構造(二重天井)は一切設置できません。
- ② 装飾に使用する素材は全て防災処理されたものになります。装飾素材には必ず防災シールを貼付してください。
- ③ 平面図(天井部分の場所及び面積を明示したもの)と立面図(天井部分と周囲の壁等を把握できるように明示したもの)をご提出ください。また、天井部分が防災素材使用の旨を明記してください。

(2) 消防・避難用設備等

- ① 消火器は10型以上のものをご使用ください。
- ② 自動火災報知設備(煙感知器)の設置が必要な場合があります。その場合は、業務用の自動火災報知設備を設置し、必ず設置届(設置試験結果記載のもの)を事務局に提出してください。なお、家庭用の煙感知器は自動火災報知設備とは認められません。
- ③ 面積や形状によっては避難口及び避難口誘導灯が必要になる場合があります。

2. 二階建て構造／天井吊り構造

二階建て構造および天井吊り構造は禁止します。

4-3. 床面工事

床面工事を行う場合は、出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項をご記入の上、施工図面(1部)を添付のうえご提出ください。

また、施工に関しては以下の内容を遵守してください。

1. 施工当日は、作業前に必ずホール事務局にて、実際の打ち込み本数をご連絡ください。
※ブース設計上アンカーボルトを必要としない場合は、ホール事務局でキャンセルをお申し出ください。
2. コンクリート釘、ドライピットの使用は禁止いたします。また、ピット蓋へのアンカーボルトの打ち込みはできません。
3. トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上、打設してください。
4. 床面工事は会期終了後、原状へ完全復旧してください。原状復旧は、頭部が床面より出ている場合は水平面までサンダーで切断してください。ハンマーによる打ち込みやガス溶断、引き抜きはできません。最終現場チェックを行った上で原状回復が十分でないと感じた場合、あるいは指示された期間内に回復されず、やむなく事務局が作業を代行した場合、原状回復に要した一切の費用は出展者の負担になります。
5. アンカーボルトの打ち込みに際して、太さに関係なく一律で1本につき、1,050円(消費税込)を床面復旧協力費としてご負担いただきます。
6. ブース内でカーペットを敷く場合は、両面テープで接着してください。糊付けは禁止いたします。

4-4. 消防法

施工期間中、または会期中、所轄消防署の査察検査があります。検査の結果、下記に違反した場合は、施工の中止、または取りこわしを命ぜられる場合がありますので記載内容を遵守してください。

1. 防災合板に厚い布およびひだのある紙類を貼付する場合は、防災性能を有するものを使用してください。ただし、うすい加工紙、布を防災合板に全面密着して使用する場合は構いません。

2. どん帳、カーテン、展示用の合板、繊維板、布製ブラインド、暗幕、造花、じゅうたん等の床敷物、工事の際に使用する工事用シート、その他の物品は、防災性能を有するものを使用してください。なお、これらの防災物品には、一つ一つ防災表示を見やすい箇所に縫いつけるか、貼り付け、下げ札等の方法をとってください。
3. ホンコンフラワー、ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロンなどは防災性能を与えることが困難であるため使用しないでください。
4. 発泡スチロールの使用は一切認められませんので、スタイロフォームのような材質のものを使用してください。

5. 展示物、展示運営に関する事項

5-1. 模倣品・偽造品の展示等の禁止

1. 第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。)を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為は禁止します。
2. 出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと実行委員会または当協会が判断した場合、実行委員会または当協会は、その裁量により、当該物品の撤去等の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、かかる措置に異議を述べないものとします。
3. 出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して実行委員会または当協会が行う調査に、協力するものとします。
4. 出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

5-2. 比較表示

下記の比較表示を行なう場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得た上、他社に迷惑がおよばないよう表示してください。

1. 展示および実演による比較表示
2. 説明パネル・パンフレット等による比較表示
3. ナレーション等による比較表示
4. その他の商品・製品・技術等に関する比較表示

実行委員会または当協会は上記に反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。この要請により生じた出展者の損害等に関して主催者、実行委員会および当協会は一切補償しません。なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

5-3. 適正な表示

当協会では展示ブースにおける各種表示について次の対応をお勧めいたします。

1. 安全表示・警告表示
展示ブースの安全設計の徹底と、ディスプレイに対する適切な安全表示・警告表示をお勧めいたします。
2. 使用環境の描写
製品の展示については、その製品の実際の使用環境に近い展示・演出を基本にディスプレイし、「過度な期待」や「優良誤認」等を与えないよう留意してください。なお、実際の使用環境と違う展示については、その旨を表示することをお勧めいたします。

5-4. 車両展示

自社小間内に中継車などの車両展示をする場合には、必ず小間規格内で収めてください。ただし、高さが超過する場合は「出展製品が高さ制限を超過する場合」で記載されている高さ超過申請を行ってください。

5-5. 音量規制

説明・実演または演出などにより、自社小間内より発生される音量は、75dB以下の数値を厳守してください。来場者にとって最も説明を聞きやすい展示環境を保つため、ご協力をお願いいたします。

1. 数値は、小間の境界線から2mの場所において測定した音量を基準とします。
2. 会期中、当協会にて定期的に音量測定を行います。開催前日および会期中に自主的な音量測定を行ってください。音量測定器は当協会でもご用意いたしますので、必要な場合はお申し出ください。
3. 当協会の音量測定により規定値を超過している場合、出展者に対して改善を要求し、出展者はこれに従わなければなりません。
4. 規定値内であっても、あきらかに耳障りな音を発し、隣接小間や来場者より苦情が発生した場合も改善を要求いたします。
5. 音響設備の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるように常時管理してください。

5-6. デモ規制

1. 著作権処理
展示・実演で音楽の演奏、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理が必要です。(自社で権利を持つもので、すでに別途権利処理済みのものは不要)処理方法は、権利者が権利行使に関する事項を委託している一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)等にお問い合わせください。
また、映像・動画に関する権利行使は、その著作権を所有する企業または機関・団体にお問い合わせください。
2. 光線・照明
小間外の通路や会場躯体にライト等を照射することはできません。ただし、プロライティング部門の出展者で、展示製品の特性を紹介する上で、会場躯体などの遠方に照明を照射しなければ理解されない照明機材に限り、例外措置として会場躯体(自社ブースの天井部分のみ)に向けて照射できることとします。
また、LEDなどの光力の強い器材をディスプレイやサインに使用する場合、隣接する他社や来場者の迷惑にならないように、十分配慮して設置してください。

3. スモークマシン

演出のためのスモークマシン(アルコール、オイル等の石油類を原料としたもの、または炭酸ガス、ドライアイス等を使用したもの)の使用を禁止いたします。

4. その他

実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防措置をとり、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。

- (1) 熱気 (2) ガス (3) 臭気 (4) 振動

5-7. 危険物の取り扱い

1. 消防法により展示場内において次の行為は禁止されております。

- (1) 喫煙
 (2) 裸火の使用(火花を発生させる装置、露出した電熱器などを含む)
 (3) 石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
 (4) 危険物(ガソリン、灯油、マシン油、重油等)の持ち込み
 (5) 危険物品(火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等)の持ち込み

2. 禁止行為の解除

上記の行為のうち、喫煙以外は出展物の実演等のため、必要最小量に限り一定の条件のもと所轄消防署の許可を受けて会場内に持ち込むことができます。禁止行為の解除を希望する出展者は出展者マニュアルでご案内する「危険物品申請書」に必要事項をご記入の上、カタログまたは実演状況説明書2部を添付し、ご提出ください。当協会より消防署に一括申請し、承認を受けたもののみ会場内に持ち込むことができます。

3. 喫煙

展示会場は所定の喫煙所をのぞいて全面禁煙となります。

4. 裸火の使用

裸火を使用する場合は次の項目を厳守してください。

- (1) 設備の規模は必要最小限度とし同一機種は1個としてください。
 (2) 裸火使用箇所の周囲は耐火材で保護してください。
 (3) 周囲の状況、防火設備の管理は万全を期してください。
 (4) 消火能力2単位以上の消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
 (5) 取り扱い責任者を定め火気管理と、容易に停止できる措置を講じてください。
 (6) 裸火使用の位置は避難口、危険物その他易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れた場所としてください。

5. 石油液化ガス、高圧ガスの使用

高圧ガス(酸素、水素、窒素、炭酸ガス、アルゴンガス等)を使用する場合は、次の項目を厳守してください。

- (1) 設置完了後、気密検査を行わない必要に応じて火気厳禁の表示をしてください。
 (2) 高圧ガスはできるだけ低圧に切り替えて使用し、ポンベの取り扱いには注意してください。可燃性ガスポンベ(カートリッジ式を除く)は会場内に持ち込むことはできません。
 (3) ガス漏れを防止するため連結部は完全な器具を使用するとともに、ガス漏れ警報器等により絶えずガス漏れに注意してください。

6. 危険物品の持ち込み

危険物品を持ち込む場合は、下記の項目を厳守してください。

- (1) 危険物品の持込量は1日の使用量を限度としてください。
 (2) 開催時間中には補給しないでください。
 (3) 危険物使用場所の防火設備、使用時の危険防止に努めてください。
 (4) 危険物は避難口から6m以上、その他の危険物品は避難口から3m以上離れた場所としてください。
 (5) 適応する消火能力2単位以上の消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
 (6) 火気使用場所から水平距離5m以上離れた場所としてください。
 (7) 危険物品取扱の責任者を定め安全管理に努めてください。

6. 本規程の違反および解釈の疑義について/その他/実行委員会

6-1. 本規程の違反および解釈の疑義について

本規程に違反した出展者および本規程の解釈に疑義が生じた場合の対応は、下記によるものとします。なお、同規程の解釈は和文規程を優先します。

1. 実行委員会が、出展者のブースおよびその運営方法について出展規程に違反したと判断した場合には、当協会より出展者に改善の申し入れを行います。
2. 上記1.の申し入れを2度行っても改善がはかられない場合、また本規程の解釈に疑義が生じた場合には、実行委員会によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。
 なお、この協議による結論は最終決定とし、出展者は異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
3. 上記2.により改善の申し入れを受けた出展者は、即日、改善内容および改善を行う日程等を文書で実行委員会に提出してください。
4. また2.により改善の申し入れを受けた出展者が上記3.の対応と改善策を講じない場合、また、実行委員会が改善内容が不十分であると認めた場合、下記の罰則を適用する場合があります。
 - (1) 翌開催日以降の実演・出展活動の禁止。
 - (2) 上記(1)の処分を守らなかった場合:
 この事実を公表するとともに、当該出展者の次回「Inter BEE」への出展を認めないことがあります。

6-2. その他

1. 本出展規程以外の規制および制限事項は、後日配布する「出展者マニュアル」に明記いたしますので、あわせて遵守してください。
2. 出展小間料を含む全ての経費について手形によるお支払いはお断りします。
3. 本規程は、主催者、実行委員会および当協会が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。その場合、変更された規程内容は、Inter BEE 公式WebSiteその他の方法で出展者に告知いたします。
4. 出展者は各自治法を遵守するものとし、主催者、実行委員会および当協会は、出展者の法令違反につき何らの責任も負わないものとします。

6-3. 実行委員会

実行委員会は、出展者の代表者で構成された、本展における規程や企画など、運営に関する事項を審議し、決定する機関です。

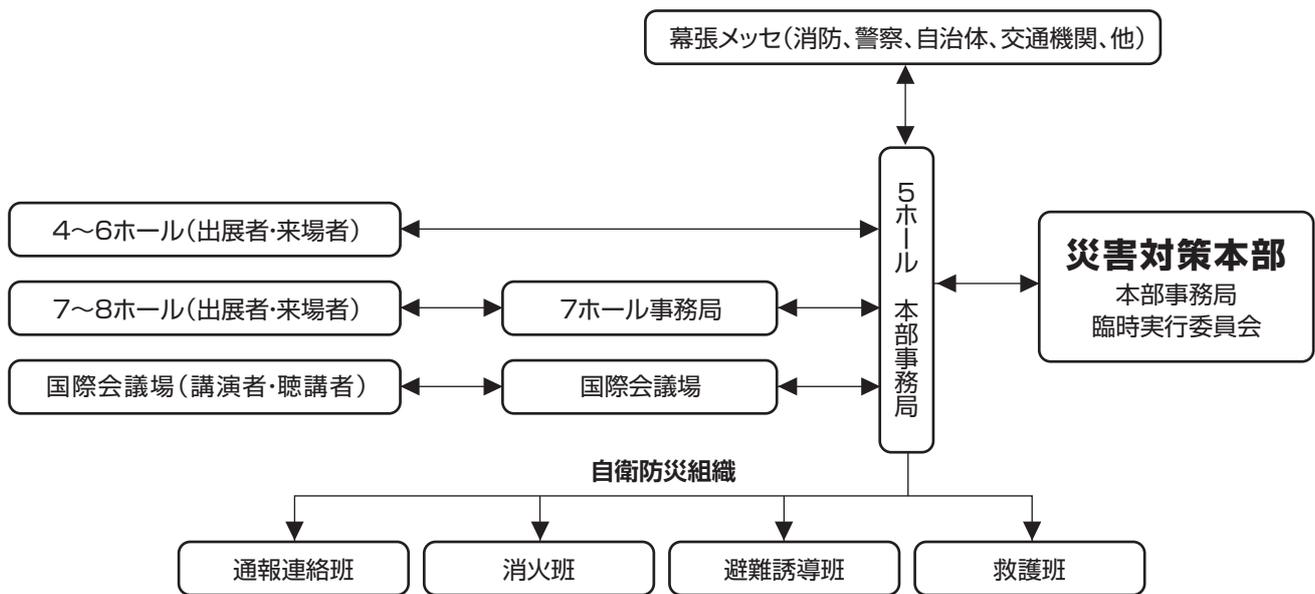
なお、準備期間・会期中は実行委員が会場に常駐し、出展環境の維持、問題の処理、出展規程の徹底に当たり、問題が発生した際にその処理を行う権限を有します。

防災・安全対策の基本方針と組織体制

■災害発生時の主催者の体制

災害発生時、主催者は「**来場者・出展者の安全確保を最優先する**」を基本指針として行動します。
また、災害発生時には、自衛防災組織を編成し、情報収集・情報提供・避難誘導・初期消火・救護などに努め、幕張メッセと協力して関連機関との情報共有化を図り、関係者の安全確保に努めます。

■組織体制



防災・安全対策に関する出展者へのお願い 提出書類

Inter BEE では、「防災・安全対策マニュアル」を策定して安全な展示会運営を目指しますので、出展者各位におかれましては、以下の内容にご協力ください。

■事前準備

出展者各位におかれましても、ブース運営に際しまして、下記項目を参照して、独自の安全・防災マニュアルを策定いただくことをお勧めいたします。

なお、出展者各位のブース運営マニュアル策定にあたり、事務局では、別途「防災・安全対策ガイドライン」を発行いたしますので、策定の際には参考資料としてご利用ください。

<p>(1)事務局への登録 ※全出展者提出書類</p>	<p>①ブース責任者連絡先 緊急時の事務局からの連絡先として、ブース責任者の携帯電話番号および携帯メールアドレスを「ブース責任者登録／ブース配置スタッフ人数申請書」によりまして、10月25日(金)までに日本エレクトロニクスショー協会にご登録ください。なお、ご登録いただきました情報は、今回の開催時のためだけに個人情報保護方針に基づき管理・運用し、開催終了後に消去いたします。</p> <p>②ブーススタッフ数 ブースに滞在して業務を行うスタッフ(社員、外部スタッフ、アルバイト等)の人数について、日ごとのおおよその最大人数を「ブース責任者登録／ブース配置スタッフ人数申請書」によりまして、10月25日(金)までに日本エレクトロニクスショー協会にご登録ください。 災害発生時に、事務局が警察・消防等公的機関へ情報を提供するために把握するものです。</p>
<p>(2)ブース内の防災・安全対策</p>	<p>①ブース運営における防災・安全マニュアルの策定</p> <p>②緊急時連絡網の確立および連絡責任者の選任(自社、協力会社、事務局)</p> <p>③スタッフの役割分担の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者の安全確保および避難誘導補助担当 ・ブーススタッフの安全確保および安否確認担当 ・救護補助担当 ・ブースの保全担当(デモの中止、送電停止、製品管理等)、他 <p>④防災備品の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易救急セット ・懐中電灯、他 <p>⑤現場の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブース内の想定危険個所の確認 ・最寄りの一次待避場所の確認(幅の広い通路や休憩所など空スペース) ・最寄りの避難口と避難経路の確認 ・消火器の設置位置の確認 ・防災訓練への協力 <p>※11月13日(水)9:00~9:15(詳細は01-2-5ページ参照)</p>

防災・安全対策に関する出展者へのお願い

■ブース施工に際しての安全対策の遵守事項

出展者各位におかれましては、災害の発生を想定し、ブースの設計・施工に際しまして、下記の安全対策を講じてください。

<p>(1)電気工事</p>	<p>①ブース運営スタッフ間で仮設分電盤の位置情報を共有し、緊急時にブレーカを落とす責任者を選任してください。なお、事務局施工（一次側幹線工事）で設置する仮設分電盤は、漏電対応ブレーカとなり、漏電を感知した場合に自動的に電気供給を遮断します。</p> <p>②仮設分電盤を、展示台、展示物等で隠さないようにしてください。また、仮設分電盤の前には荷物等を置かないよう管理してください。</p> <p>③パーライト等の大型照明器具を取り付ける際は、必ずワイヤー等で落下防止策を講じてください。</p> <p>※関連ページ「04-2-5」</p> <div data-bbox="1029 645 1428 884" data-label="Image"> <p>【大型照明取り付け例】</p> <p>落下防止用ワイヤー カラビナ</p> </div>
<p>(2)ブース設計・設営</p>	<p>①独立小間の設計に際しては、緊急時の避難導線の確保と隣接他社を見通せるような配慮ある設計をお願いします。</p> <p>②トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上、打設してください。</p> <p>③システムパネル（オクタノルム）の設置に際しては、帆立補強、コーナー部に対するビーム補強、ウェイトの設置等で転倒防止策を講じてください。</p> <p>④独立什器には、壁面または床面への固定等による転倒防止策を講じてください。</p> <p>⑤映像モニターやスピーカ、チャンネル文字、照明器具、その他高所に設置する施工物の取り付けに際しては、ボルト固定やワイヤー等での落下防止策を講じてください。</p> <p>※関連ページ「04-1-3」</p> <div data-bbox="973 1176 1428 1612" data-label="Image"> <p>落下防止用ワイヤー</p> <p>固定用ボルト</p> <p>落下防止用ワイヤー</p> <p>落下防止用ワイヤー、カラビナ</p> </div>
<p>(3)作業中の安全対策</p>	<p>①高所作業者は必ずヘルメット、安全帯を装着するように徹底してください。</p> <p>②脚立で作業をする場合は必ず開き止め金具を固定してください。</p> <p>③ローリングタワーを使用する際は、必ず作業床の周囲に高さ900mm以上の手すり、アウトリガーを設置してください。</p>

緊急時の出展者の行動

ブース内の関係者に対して、災害発生時の行動を周知いただき、緊急時の際に行動ができるようご準備ください。

地震	発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・ブース来場者およびブーススタッフの安全確保を行う（一次退避場所への誘導）
	発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送にて展示ホール外への避難指示が出た場合は、係員の指示に従い、ブース内来場者の避難誘導を行う ・つづいてブース内スタッフの避難を行う ・担当者によるブースの保全（送電停止、出展製品の管理等）
	発生後	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた救護活動補助 ・ブーススタッフの安否確認および被害状況の把握 ・事務局への報告
火災	発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保（周辺来場者および出展者へ避難を呼びかける） ・事務局への通報
	発見中	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器による初期消火活動（事務局側の対応以前）
不審物	発見時	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局への通報
事件	発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保（周辺来場者および出展者へ避難を呼びかける） ・事務局への通報
	発生後	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者による被害届の提出 ・警察による捜査・対応
救急	発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・救護者の容態確認 ・軽度の場合：救護室または最寄りの事務局へ案内 ・重度の場合（本人・同行者から要請があった場合）：救急車の要請 <p>▶基本行動：――</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>事務局への連絡→事務局からの救急車要請 →事務局による救急車の場内進入と誘導</p> </div> <p>▶緊急を要する場合：――</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>携帯電話から直接、救急車の要請 →直後に事務局への連絡→事務局による救急車の場内進入と誘導</p> </div> <p>※救護者の容態と意思を優先して対応</p>

災害発生時における避難経路

■避難指示

展示ホールの外に避難が必要な場合は、必ず事務局からの館内放送で指示いたします。

■非常時の放送文例

(1)火災発生時:

「館内の皆様にお知らせいたします。ただいま〇〇付近で火災が発生いたしました。自衛防災組織が消火活動を開始いたしますので、落ち着いて係員の指示に従って非常口から展示ホールの外へ避難してください。」

(2)地震発生時:

①発生直後

「館内の皆様にお知らせいたします。ただいま地震が発生いたしました。頭部を保護するなど、ご自身の安全を確保して、場内の安全な場所でしばらくお待ちください。幕張メッセは安全な構造となっております。詳細情報を確認次第、あらためてお知らせいたします。」

②避難指示

「館内の皆様にお知らせいたします。ただいま〇〇を震源地とする震度〇〇の地震が発生いたしました。幕張メッセは安全な構造となっておりますが、余震によりブースや展示物などが転倒することもあるため、落ち着いて係員の指示に従って非常口から一旦、展示ホールの外へ避難してください。」

③大津波警報発生時

「館内の皆様にお知らせいたします。ただいま〇〇を震源地とする震度〇〇の地震が発生いたしました。現在、東京湾内に大津波警報が発令されましたので、落ち着いて係員の指示に従って非常口から2階部分へ避難してください。なお、二階部分は海拔11mの高さになります。」

(3)事件(爆破予告等):

- ①注意喚起: 音曲「さくらさくら」5回繰り返す。
- ②解除指示: 音曲「通りゃんせ」5回繰り返す。

■避難誘導

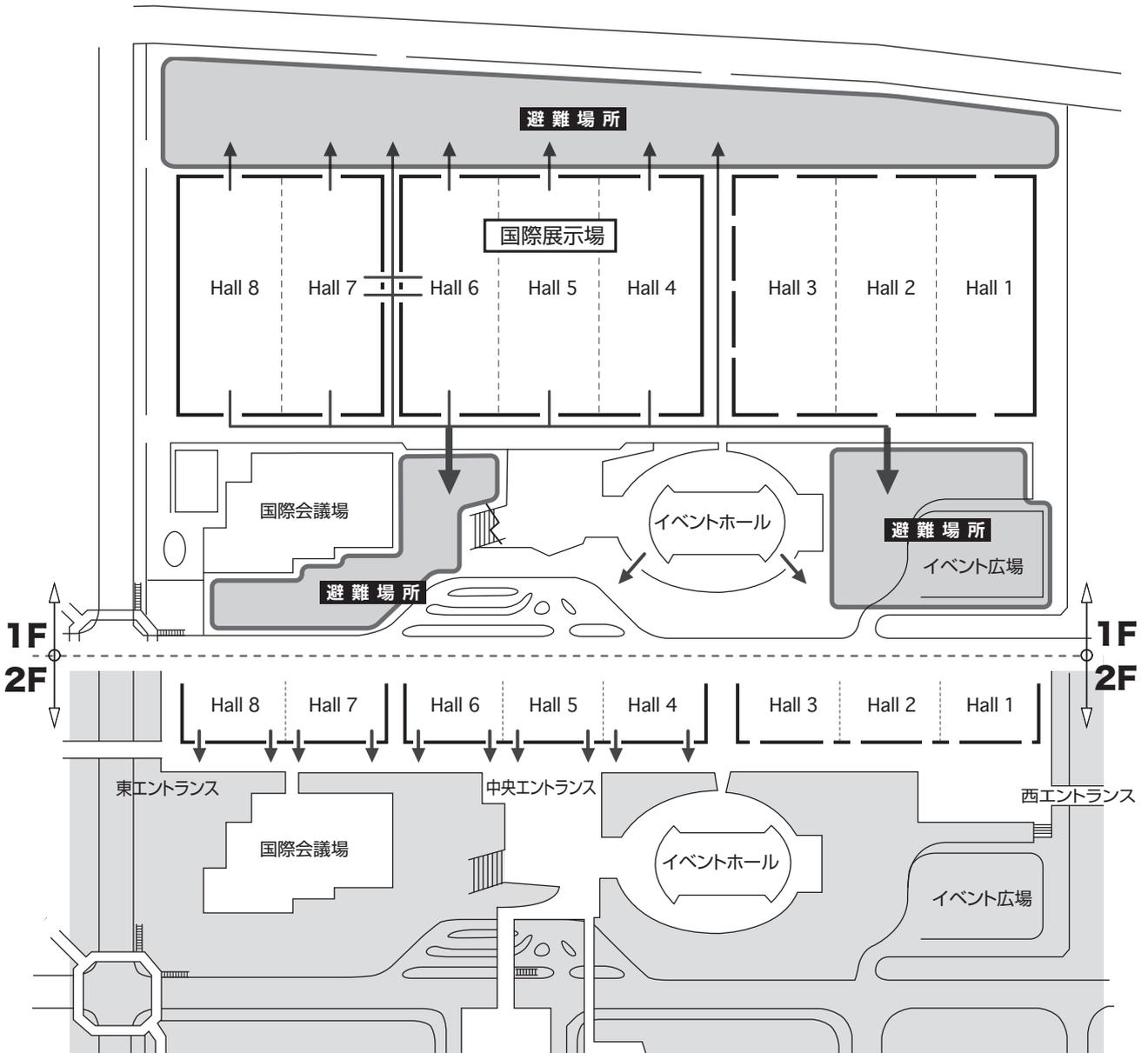
避難誘導班の指示に従い冷静な行動をお願いします。

災害発生時における避難経路

■避難経路

(1) 展示ホール外へ避難する場合

地震・火災等で展示会場の外へ避難する場合、展示会場のシャッターの外に避難してください。

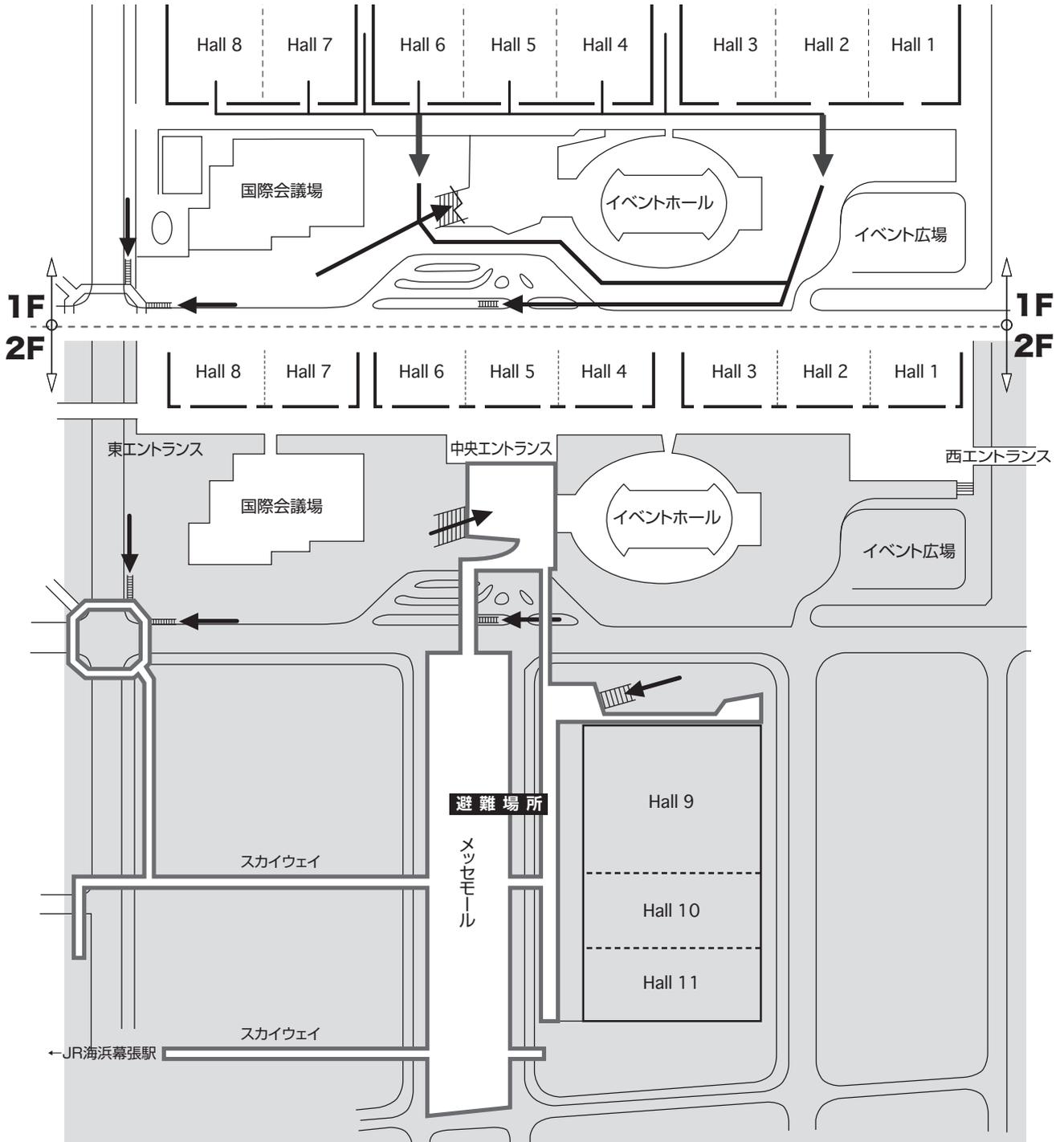


災害発生時における避難経路

(2)大津波警報発令時に避難する場合

大津波警報発令時には、展示ホールからシャッターの外へ出て、幕張メッセの2階通路およびメッセモールへ避難してください。

※幕張メッセ展示ホール1階レベル(海拔8m)、2階レベル(海拔11m)



←JR海浜幕張駅

防災訓練

災害発生時に安全確保、避難誘導等を迅速に行えるよう、出展者参加型による防災訓練を下記の通り実施いたします。各社お忙しい時間帯であろうかと存じますが、多くの関係者の皆様にご参加いただけるよう、館内放送が入りましたら、各ブースでもご協力ください。(任意)

日時:11月13日(水) 9:00~9:15

■スケジュール

	本部事務局	自衛防災組織	出展者
9:00	仮想:首都圏直下型大地震発生(館内放送)		
9:01	館内放送 (状況報告・安全確保依頼)	避難誘導班の非常口配置	避難誘導シミュレーション実施(任意)
9:03	館内放送 (地震規模・避難指示)	非常口の解放・避難誘導開始	非常口の確認とスタッフへの周知
9:05	被害確認・通報 (消防・救急要請)	安全確保・被害状況確認 火災確認	ブーススタッフおよびブース内安全確認
9:10	会場内の安全確認	要救護者の確認	責任者への情報集約
9:15	館内放送 (解除指示)		

節電へのご協力をお願い

■節電の取り組み

政府発表（電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議）の「今夏の電力需給対策について（案）」による「数値目標を自発的な節電対策として、以下の取り組みを行います。出展者各位におかれましては、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・協力くださいますようお願いいたします。

■主催者による節電対策

- (1)空調の間引き運転
- (2)二階共有部・飲食店舗の天井照明の削減
- (3)エスカレータの間引き運転

■出展者の節電対策

- (1)消費電力の少ない部材の使用促進（LED照明等）
- (2)ブース設計時での節電配慮

一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会 個人情報保護方針

1. 個人情報について
- 一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会（以下「当会」という）は、Inter BEEの主催者より本展示会の運営を受託します。本展示会の運営に係わる個人情報の取扱いは、当会の定める「個人情報保護方針」規程に準じて、該当する事項は、全て適宜対応することといたします。
- 当会は、主に電子機器・電子部品などの製造業者で構成されており、わが国の電子情報技術産業発展のために展示会及びセミナー等の事業を主催者とともにを行っています。このような事業活動の中で、当会が管理する個人情報を正しく取り扱うことは重要な責務であると認識しております。
- このため、当会は、事業活動を通じて取得した特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護に関する関連法令・ガイドラインを遵守し、適切な管理・運用を行って参ります。
- 個人情報保護の対象を当該個人の識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含みます）とし、当会の事業活動において書面、電子媒体、ウェブサイトなどで下記の情報を収集します。
- (1) 氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、勤務先、勤務先所属部署・役職
 - (2) 有料イベントに対する請求処理や振込処理に必要な口座番号、クレジットカードに関する情報
2. 個人情報の利用目的
- 当会、又は、当会が運営を受託された事業において取得した個人情報は、定款に定める事業の範囲内で、下記目的のために利用いたします。
- (1) 当会の事業に関する報告、その他案内の送付
 - (2) 当会が受託する展示会・セミナー・講演会、行事等の案内及び運営管理（※）
 - (3) 当会のホームページの運営管理
 - (4) 当会の各種資料（機関紙、報告書、企画書等）の提供及び頒布
 - (5) 当会及び当会が受託した事業に寄せられた相談及び通報への対応
 - (6) 当会及び当会が受託した事業に関する通知事項、アンケート等の連絡及び送付
 - (7) その他、当会の運営に関する検討及び連絡
- ※当会が受託する事業等のサービス向上、改善、展示会への入場、コンファレンス聴講予約のための個人情報を収集することがあります。このほかにアンケートや資料請求を目的とした個人情報を収集することもあります。さらに展示会の登録者に役立つプロモーション情報、展示会関連企業の商品やサービスなどの情報を提供するためにも個人情報を収集いたします。当会はこれらの目的の範囲内でのみ利用者の個人情報を利用させていただきます。
3. 個人情報の第三者への提供
- 次のいずれかに該当する場合を除き、当会が収集した個人情報は、第三者へ提供いたしません。ただし、当会が受託する展示会において会場入口、コンファレンス会場入口、会場内の各出展者（企業・団体）ブースにて、入場時に必ず携帯していただく入場証に記載されたバーコードを読み取らせていただきます。この時ご利用の皆さまの個人情報を該当する出展者（企業・団体）またはコンファレンス講演会社（企業・団体）と当会にて共有させていただきます。それにより後日、出展者（企業・団体）より各種のご案内がメールや郵送で届く場合がございますので、あらかじめご了承ください。さらに、このウェブサイトや各展示会会場の利用者の各統計データを個人が識別できない形で関連企業に提供することがありますが、これは個人情報の提供ではありません。
- (1) ご本人から事前に同意をいただいた場合
 - (2) 法令に基づき必要と判断される場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 上記に従い、第三者への個人情報の提供を行う場合においても、必要に応じ、その利用目的の制限、その他必要な措置を講じて参ります。
4. 当会及び当会が受託する事業に関するウェブサイトに関する事項
- 当会が受託する各展示会のウェブサイトにおいて、クッキーの情報を使って個々の利用者ごとにカスタマイズしたサービスを提供したり、アクセス数の集計を行ったりします。また、このウェブサイトですべての統計データやウェブサイトの利用状況を調査するために利用者のIPアドレスを収集しますが、利用者を特定するデータと結びつけて利用することはありません。ただし、当会の正当な法的権利への侵害・干渉およびその可能性がある場合を除きます。

一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会 個人情報保護方針

5. 個人情報の管理

取得した個人情報については、上記利用目的の範囲内において厳重に管理するとともに、不正アクセス・紛失・滅失・破壊・改ざん・漏洩等を防止するためのセキュリティ対策を講じ、個人情報の管理に関する安全性の確保に努めます。

当社が受託した事業に関しては、主催者等の個人情報保護方針に準じた対応も行います。

個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託先と守秘義務契約を締結するとともに、その取り扱いを管理・監督いたします。

6. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

当社が保有する個人情報について、ご本人から当該個人情報の開示、訂正、利用停止等の要求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

電子メール配信や個人情報の登録内容については、当社が運営するウェブサイトの中で、登録内容をご本人が直接変更できます。

7. 個人情報管理体制

当社は、総務部門の長を総括管理責任者とする個人情報保護管理体制を敷き、管理徹底を図ります。

8. お問い合わせ窓口

当社が保有する個人情報の取り扱い、開示等に関するお問い合わせ窓口は、下記のとおりです。

一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会 総務部門
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル
TEL: (03)6212-5231 FAX: (03)6212-5225

出展者各位における個人情報の利用についての注意事項

■出展者各位における個人情報の利用について

当会では、Inter BEEの開催に際し、来場者の個人情報の取り扱いについて、前述のとおり個人情報保護法の要件を満たす対応を実施いたします。つきましては、出展者各位におかれましてもその要件を満たした対応が求められております。このような状況をご理解いただき、Inter BEEにおいて取得した個人情報の取り扱いについては、以下の項目を厳守していただいたうえ、ご対応を実施していただきますようお願い申し上げます。

- ◆ Inter BEEにおいて、名刺および芳名帳への記帳、アンケート用紙への記帳および名刺添付、またはバーコードシステムの利用により取得した個人情報の利用に際して、利用目的を明確に告知し、提供(個人)者の利用意思を、確認手段を講ずる。
- ◆ Inter BEEにおいて、名刺および芳名帳への記帳、アンケート用紙への記帳および名刺添付、またはバーコードシステムの利用により取得した個人情報を転売しない。
- ◆ Inter BEEにおいて、名刺および芳名帳への記帳、アンケート用紙への記帳および名刺添付、またはバーコードシステムの利用により取得した個人情報は自社部署のみでの利用とし、他部署へ流用しないこと。
- ◆ Inter BEEにおいて、収集した個人情報の提供者より、情報提供や連絡について拒否の申し出があった場合、また、削除および消去、抹消の意思表示があった場合、その個人データの利用を即刻取り止め、しかるべき処置をとる。また、情報提供者本人から情報内容の開示依頼があった場合、速やかに回答できるように対応を講ずる。
- ◆ Inter BEEにおいて、名刺および芳名帳への記帳、アンケート用紙への記帳および名刺添付、またはバーコードシステムの利用により取得した個人情報の漏洩に対して、個人情報管理責任者の下、適切な予防措置を講ずる。
- ◆ Inter BEEにおいて、名刺および芳名帳への記帳、アンケート用紙への記帳および名刺添付、またはバーコードシステムの利用により取得した個人情報は、出展者各位の管理責任とする。
- ◆ その他、個人情報保護法に準じた適切な措置を講ずる。

■ブースで入手する個人情報の取り扱いについて

バーコードシステム以外においても今回のご出展に際し、ブースにて来場者の個人情報を収集する際には、できるだけ取得する前に来場者ご本人様に個人情報の利用目的や取り扱いについてご確認いただき、同意をいただいたうえで取得いただくことをお勧めいたします。

下記により受付などに掲出いただく確認事項のサンプルをご用意いたしました。

自社の個人情報保護方針を基に、掲出される表記内容のご参考にさせていただきますと幸いです。

■個人情報の取り扱い表記参考例

名刺取得の場合

こちらではお名刺を1枚、ご提供をお願いいたしております。

アンケート調査の場合

こちらではアンケート調査へのご協力をお願いいたしております。

バーコードシステム利用の場合

こちらではバーコードの読み取りをお願いいたしております。

弊社では、収集いたします個人情報につきまして、以下の目的に使用し、管理・取り扱いには十分な対策を講じます。

個人情報の利用目的

- ◆ 今回の出展製品に関して弊社営業担当者からご連絡をさせていただくため。
- ◆ 弊社の製品やサービス、セミナーやイベントなどのご案内をするため。
- ◆ 次回のInter BEEのご招待・ご案内をするため。など

個人情報の取り扱い

- ◆ 弊社では、個人情報を同意なしに第三者へ提供することはありません。
- ◆ 弊社では、取得した個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等が発生しないよう、適切な安全管理策を実施し、厳重に管理します。
- ◆ 弊社では、取得した個人情報の正確性の確保のために適切なデータメンテナンスを実施し、また本人より開示・訂正・利用停止・削除等の求めがあった場合には、適切かつ迅速な処理に努めます。

本件に関するお問い合わせ

〇〇株式会社 □□□□部 担当:△△△△△

TEL: (00)000- 0000 E-mail: aaaa@zzzz.co.jp

諸費用の請求元・支払先について

ページ	サービス内容	請求元・支払先	請求時期
02-3-2	VIPルーム使用	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	会期終了後 12月上旬
02-4-1	招待状セット	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-4-2	バーコードシステム	株式会社ネオネット	
02-5-1	カスタマーズルーム	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-5-2	プレゼンルーム	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-5-3	ミーティングルーム	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-5-4	スイートルーム	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-5-5	ノベルティの有効活用	株式会社栄光舎	
02-6-2	Webバナー広告	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-6-3	メールマガジン・テキストバナー広告	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-6-4	ストラップ広告	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-6-5	会場案内図広告	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
02-6-6	会場サインバナー広告	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
03-2-1	有料作業	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
03-2-2	出展者・作業員バッジ追加	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
04-2-3	床面工事	株式会社ムラヤマ	
04-2-5	電気供給	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
04-2-5	電気送電	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
04-2-6	グリーン電力証書	日本自然エネルギー株式会社	
04-3-1	保税貨物	株式会社石川組	
04-5-2	ユーティリティブース(倉庫)	一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会	
05-1-1	国内輸送	株式会社石川組	会期終了後 12月上旬
05-1-1	会場内荷役作業	株式会社石川組	
05-2-1	パッケージディスプレイ/レンタル備品	株式会社ムラヤマ	
05-2-2	パソコンレンタル	キッセイコムテック株式会社	
05-3-1	インターネット接続	株式会社幕張メッセ	
05-3-2	臨時電話・FAX回線	株式会社ムラヤマ	
05-3-3	アンテナ設置	トーファ映像株式会社	
05-2-3	ブース内ケータリングサービス	ニラックス株式会社	
05-4-1	ホテル宿泊	近畿日本ツーリスト株式会社	随 時
05-4-2	飲食券	株式会社幕張メッセ	
05-4-3	お弁当デリバリーサービス	和光産業株式会社	
05-4-4	アルバイト・通訳申込書	株式会社ケン&スタッフ	会期終了後 12月上旬
05-4-5	小間内記録写真	クラノフォトオフィス	
05-4-6	小間内清掃	千葉県ビルメンテナンス協同組合	

問い合わせ先一覧

運営全般	所在地・TEL・FAX・E-mail	担当	関連書類
一般社団法人 日本エレクトロニクスショー協会 (JESA)	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル5F TEL: (03)6212-5231 FAX: (03)6212-5225 E-mail: exhibitor@inter-bee.com	石崎 吉永 中村	全般

運営全般	運営全般	所在地・TEL・FAX・E-mail	担当	関連書類
バーコードシステム	株式会社ネオネット	〒105-6112 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル12F TEL: (03)6430-3193 FAX: (03)6430-3196 E-mail: edms@neonet-inc.jp	カミイエ 上家 浜田 伊藤	02-4-2
ノベルティ	株式会社栄光舎	〒153-0061 東京都目黒区中目黒1-8-8 目黒F2ビル2階 TEL: (03)5794-1074 FAX: (03)5794-1081 E-mail: bee@eco-eikosha.co.jp	浅見 水野	02-5-5
天井構造	株式会社幕張メッセ 国際展示場課	〒261-0023 千葉県美浜区中瀬2-1 TEL: (043)296-0602 FAX: (043)296-0529	高田	04-1-4
床面工事 危険物 パッケージディスプレイ/ レンタル備品 臨時電話・FAX回線	株式会社ムラヤマ	〒112-0004 東京都文京区後楽2-13-10 TEL: (03)3813-1590 / 1202 FAX: (03)3813-1274 E-mail: interbee@murayama.co.jp	田村 野呂瀬 山崎	04-2-1 04-2-3 04-5-1 05-2-1 05-3-2
電気工事	昭豊電機株式会社	〒170-0012 東京都豊島区上池袋1-28-15 TEL: (03)3918-7993 FAX: (03)3918-7800 E-mail: interbee@shohodenki.co.jp	鈴木 小島 伊藤	04-2-5
	株式会社鈴木電機	〒111-0033 東京都台東区花川戸2-12-15 TEL: (03)3842-8201 FAX: (03)3845-3040 E-mail: eigyobu@suzukidenki.co.jp	飯田 関谷	
保税貨物 国内輸送 会場内荷役	株式会社石川組	〒140-0002 東京都品川区東品川5-9-4 TEL: (03)3474-8102 FAX: (03)5460-9841 E-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp	長谷川 サイトウ 西塔	04-3-1 05-1-1
無線LANの使用 インターネット接続	株式会社幕張メッセ 通信回線担当	〒261-0023 千葉県美浜区中瀬2-1 TEL: (043)296-0493 FAX: (043)296-0492 E-mail: messe-kaisen@bz01.plala.or.jp	高内	04-4-3
			大塚	05-3-1

問い合わせ先一覧

運営全般	運営全般	所在地・TEL・FAX・E-mail		関連書類
パソコンレンタル	キッセイコムテック 株式会社	〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル TEL: (03)5843-0333 FAX: (03)5979-6335	馬場	05-2-2
アンテナ	株式会社幕張メッセ 情報機械室	〒261-0023 千葉県美浜区中瀬2-1 TEL: (043)296-0536 FAX: (043)296-0012 E-mail: messe@tfvc.jp	穴倉 宇賀	05-3-3
ホテル宿泊	近畿日本ツーリスト 株式会社 トラベルサービスセンター 東日本	〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-4-2 錦糸町マークビル3F TEL: (0570)064-205 / 03-6730-3222 FAX: (03)6730-3230 E-mail: tourdesk63@or.knt.co.jp	加藤 石渡	05-4-1
飲食券	株式会社幕張メッセ 経理・管理課	〒261-0023 千葉県美浜区中瀬2-1 TEL: (043)296-0525 FAX: (043)296-0529	食券 担当	05-4-2
ブース内 ケータリングサービス	ニラックス株式会社 F&Bバンケット	〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1 幕張メッセ国際会議場内2F TEL: (043)296-0512 FAX: (043)296-2003	堀	05-2-3
お弁当デリバリー	和光産業株式会社	〒156-0052 東京都世田谷区経堂5-38-3 TEL: (03)3427-8331 FAX: (03)3427-8332	佐野	05-4-3
受付スタッフ 通訳スタッフ	株式会社 ケン&スタッフ	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-14-7 YKSビル TEL: (03)3367-0020 FAX: (03)3367-0027 E-mail: y-sogi@ken-staff.co.jp	曾木 伊藤	05-4-4
記録写真	クラノフォトオフィス	〒270-0101 千葉県流山市東深井860-54 TEL: (04)7155-3806 FAX: (04)7155-3806 E-mail: y.kurano@nifty.com	蔵野 梅村	05-4-5
小間内清掃	千葉県 ビルメンテナンス 協同組合	〒261-0023 千葉県美浜区中瀬2-1 幕張メッセ内 TEL: (043)296-0534 FAX: (043)296-0753 E-mail: cbm-sato@bz01.plala.or.jp	佐藤	05-4-6
著作権	一般社団法人 日本音楽著作権協会 東京イベント ・コンサート支部	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-17-1 TEL: (03)5321-9881 FAX: (03)3345-5760		04-4-2